

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】 2
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 3
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】 4
- 徴収事務の委託【都市ブランド創造局科学館普及課】 5

◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 6

◇ 訂 正

- 第5564号の訂正【総務市民局人事部人事課】 10

北九州市告示第 287 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 12 日

北九州市長 武 内 和 久

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40702 02009	デイサービス ふたじま	北九州市若松区 東二島三丁目 7 番 7 号	株式会社芳野 ケアサポート	令和 6 年 5 月 31 日

北九州市告示第 288 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 12 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
774	高津尾母原 1 号線	前	小倉南区大字高津尾 50 番 11 地先から 小倉南区大字志井 1010 番 1 地先まで	4.8 ～ 11.4	124.4
		後	小倉南区大字高津尾 50 番 1 から 小倉南区大字志井 1010 番 1 地先まで	4.8 ～ 26.7	124.4

北九州市告示第 289 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 6 年 6 月 12 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 6 月 12 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
774	高津尾母原 1 号線	小倉南区大字高津尾 50 番 1 から 小倉南区大字志井 1010 番 1 地先まで

北九州市告示第 290 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、北九州市科学館における使用料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 12 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名 称	指定公金事務取扱 者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市 科学館	西部ビ ル管理 株式会 社	北九州市 戸畑区幸 町 1 番 1 9 号	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第429号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年6月12日

北九州市長 武内和久

1 委託内容等

- (1) 業務名 自然史・歴史博物館熱源改修工事基本・実施設計業務委託
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市八幡東区東田二丁目4番1号
- (5) 予定価格 1,817万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (6) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札は、電子入札システムにより行う。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格確認申請書の提出期間の末日正午時点において、次のいずれにも該当すること。

ア 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿（測量及び建設コンサルタント有資格者名簿という。以下同じ。）に、設備設計業務として記載されていること。

イ 北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）から指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級

建築士事務所の登録を受けていること。

エ 本社若しくは本店又は測量及び建設コンサルタント有資格者名簿に登録された受任地が福岡県内にあること。

オ この設計業務に係る管理技術者（直接かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）として、建築士法第10条の3第2項の規定に基づく設備設計一級建築士証の交付を受けた一級建築士を配置することができること。

カ 平成31年4月1日以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）が発注した予定価格100万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の設備工事实施設計又は設備工事基本・実施設計に係る業務の委託について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。

3 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和6年7月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 入札説明書にあつては北九州市技術監理局契約部のホームページの入札・契約情報から、仕様書にあつては当該ホームページの設計図書からダウンロードする方法により交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

イ 入札説明書に定める期間中に仕様書の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。

（3） 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

（4） 競争参加資格確認申請書の提出期間

この公告の日から令和6年6月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月18日午前9時から正午まで

(5) 入札書の受付期間

令和6年6月27日及び同月28日午前9時から午後7時まで並びに同年7月1日午前9時から午後4時30分まで

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和6年7月2日午前9時

4 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書の提出、開札、落札者の決定、落札者決定通知書の発行等を電子入札システムにより行う。

(2) その他電子入札システムに係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得によるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 最低制限価格は、設けるものとする。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上の額

ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 2 5 6

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和6年	第5564号	42	上から32 行目	削り、第11 条を第10条 とする。	削る。
		50	上から12 行目	保健所	保健予防課所
		67	上から29 行目	別表第1を 次のように改 める。 別表第1（第 3条、第7条 —第8条、第 96条の3関 係）	別表第1を 次のように改 める。
		86	上から11 行目	別表第2を 次のように改 める。 別表第2（第 3条、第7条 —第8条関係 ）	別表第2を 次のように改 める。